

年産

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

〇〇農政局長 殿

北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組について、以下の数量を報告します。
なお、正当な理由なく虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

年 月 日

氏名又は 法人・組織名	
代表者名 (法人・組織のみ)	

交付申請者管理コード	
地域協議会等管理コード	

飼料用米(多収品種)

数量の確認 ※1		
あり		なし
農産物検査を 受検して確認	農産物検査に よらない方法で確認	

区分	玄米	もみ
適合品位に相当する数量等※2	kg	kg
うち、ふるい上の米の数量※3	kg	/
うち、ふるい下の米の数量※3	kg	
生産面積	a m ²	a m ²

- 1.70mmのふるいを使用
 農林水産統計による公表値を使用

飼料用米(一般品種)

数量の確認 ※1		
あり		なし
農産物検査を 受検して確認	農産物検査に よらない方法で確認	

区分	玄米	もみ
適合品位に相当する数量等※2	kg	kg
うち、ふるい上の米の数量※3	kg	/
うち、ふるい下の米の数量※3	kg	
生産面積	a m ²	a m ²

- 1.70mmのふるいを使用
 農林水産統計による公表値を使用

米粉用米

数量の確認 ※1		
あり		なし
農産物検査を 受検して確認	農産物検査に よらない方法で確認	

区分	玄米	もみ
適合品位に相当する数量等※2	kg	kg
生産面積	a m ²	a m ²

主食用米※4

出荷数量	kg
生産面積	a m ²

(注意事項)

- ※1 数量の確認状況について、該当する欄に○を付けてください。「農産物検査を受検して確認」又は「農産物検査によらない方法で確認」に○をつけた場合にあっては、右欄の数量及び面積を記載してください。
- ※2 農産物検査を受検して確認した場合は、農産物検査結果通知書等の写しを添付してください。また、農産物検査によらない方法で数量の確認を行った場合は、販売伝票の写し等を添付してください。なお、共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであって、当該施設等に配置された農産物検査員による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量の確認を行う場合にあっては、確認者による数量証明書を添付してください。
- ※3 ふるい上の数量については、適合品位に相当するもの若しくは適合品位に相当すると認められるものの数量に、農林水産統計の当年度水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)を乗じて算出してください。ただし、当年度水稻の収量の公表前であって、交付申請者が飼料用米等の数量報告書を提出する際に、農林水産統計の10月25日現在の作柄表示地帯別の予想玄米重歩合(1.70mmふるい目)が公表されている場合にあっては、適合品位に相当するもの又は適合品位に相当すると認められるものの数量に、当該予想玄米重歩合を乗じて算出としても差し支えないものとします。また、ふるい下の数量については、ふるい上の数量を収穫量(適合品位に相当する数量等)から控除してください。
- ※4 当年度で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載してください。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用米の値を記載してください。
- ※5 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとします。
- ※6 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、認定方針作成者が新規需要米取組計画の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告をとりまとめた報告ができるものとします。